「令和の日本型学校教育」を推進する
学校の適正規模・適正配置の在り方に関する
調査研究協力者会議
議論のまとめ

令和８年３月 26 日

「令和の日本型学校教育」を推進する

学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議

構成

１．議論の背景と前提
（１）議論の背景～平成 27 年手引き作成後における学校を取り巻く環境の変化～

（２）本協力者会議で学校の適正規模・適正配置について検討する趣旨

（３）議論の前提となる平成 27 年手引きの基本的な考え方

（４）本調査研究協力者会議における議論の経過

２．議論のまとめの位置付けと基本的考え方

３．平成 27 年手引きの改訂の方向性
（１）「１章　はじめに～学校規模適正化の背景と本手引の位置づけ」関係

（２）「２章　適正規模・適正配置について」関係

（３）「３章　学校統合に関して留意すべき点」関係

（４）「４章　小規模校を存続させる場合の教育の充実」関係

（５）「５章　休校した学校の再開」関係

（６）「６章　都道府県の指導・助言・援助の在り方」関係

（７）「おわりに」関係

４．文部科学省において取り組むべき事項

参考１

参考２

１．議論の背景と前提

（１）議論の背景～平成 27 年手引き作成後における学校を取り巻く環境の変化～

文部科学省では「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下「平成 27 年手引き」）を平成 27 年１月に策定・公表した。平成 27 年手引きは家庭及び地域社会における子供の社会性育成機能の低下や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することを懸念し策定された。

①人口減少の継続

平成 27 年手引きの策定後も我が国の人口減少傾向は続いており、平成 27 年に約 1 億 2710 万人であった総人口は令和６年に約 1 億 2380 万人となり、約 10 年で 330 万人減少している[1]。公立小学校・中学校に通う児童生徒数は平成 27 年の 961 万 6553 人から令和６年の 876 万 8484 人[2]となり、約 10 年で約 85 万人減少している[3][4]。

人口減少は今後も継続する見込みであり、出生中位推計の結果に基づけば 2070 年には総人口が 8,700 万人、０～14 歳人口が 797 万人となると推計されている[5]。

②学校教育の状況及び今後の方向性

平成 27 年手引きの策定後、学校教育を取り巻く状況にも複数の動きがあった。まず、平成 29 年には小学校・中学校に係る学習指導要領が告示され「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められるようになった[6]。

令和元年からは、児童生徒向けの１人１台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する GIGA スクール構想が推進されている[7]。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大など「予測困難な時代」の到来、また、「Society 5.0 時代」の到来といった社会情勢を踏まえ、令和３年１月には中央教育審議会から「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～」（以下「令和３年答申」） が答申されてい

---

[1] 総務省・人口推計（平成 27 年度、令和６年度）

[2] 令和６年の児童生徒数は公立小学校・中学校の児童生徒数に加えて、平成 28 年度から制度が開始した義務教育学校の児童生徒数を含んでいる。

[3] 文部科学省・学校基本調査（平成 27 年度、令和６年度）

[4] 特別支援学校小学部・中学部については小学校・中学校と同年齢の児童生徒が在籍するが、公立小学校・中学校とは就学先決定の手続きや通学状況の実態が異なるため、本議論のまとめには含めていない

[5] 国立社会保障・人口問題研究所・日本の将来推計人口（令和５年度）

[6] 更に現在、中央教育審議会において、「主体的・対話的で深い学び」の実装、多様性の包摂、実現可能性の確保を３つの方向性として、次期学習指導要領に向けた議論が行われている。

[7] 折しも令和２年から新型コロナウイルス感染症が流行し、学校が臨時休業となる中、児童生徒の学びの保障等の観点から同構想の推進は一気に進められた。現在は全国の義務教育段階の公立学校において、１人１台端末を活用するための校内通信環境の整備等も行われ、１人１台端末を活用した教育活動が行われている。

る[8]。

学校における働き方改革についても大きく取組が進められている[9]。直近では、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 68 号）が公布され、すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための仕組み作り等が進められている。

学校と地域との関係においては、平成 29 年に学校運営協議会の設置が努力義務化され、学校と地域の連携が一層進められている[10]。

学校施設に目を向けると、公立小学校・中学校の半数以上の施設が築 40 年以上経過し、そのうち約７割が改修を要する状況となっている[11]。学校の統廃合に伴い、学校施設の改修や改築を行う際に、他の公共施設との複合化・共用化に取り組む事例があり、全国の公立小学校・中学校等１万 1450 校（約 39%）で取り組まれている[12][13]。令和４年度には学校施設整備を行うにあたって、学校施設と他の公共施設との集約化・複合化を図る場合、補助率の引き上げが行われている。

これらのほか、学校部活動についても中学生世代の人口減少に伴い、地方部を中心としてその状況が厳しくなっており、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するため、部活動の地域展開等の全国的な実施を進めている[14]。

③学校の適正規模・適正配置の動向

公立小学校のうちその学級数が標準規模（12 から 18 学級[15]）に満たない学校は平成

---

[8] 「一人一人の児童生徒が，自分のよさや可能性を認識するとともに，あらゆる他者を価値のある存在として尊重し，多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え，豊かな人生を切り拓き，持続可能な社会の創り手となることができるよう，その資質・能力を育成することが求められている」との認識の上で、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげることが求められている。

[9] 平成 29 年６月 22 日に中央教育審議会に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」が諮問され、平成 31 年１月 25 日には「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」が答申された。その後、文部科学省から学校における働き方改革を進めるための施策が打ち出され、中央教育審議会においても関連する諮問・答申がなされている。

[10] 令和７年度のコミュニティ・スクール導入校数は小・中・義務教育学校で 19,488 校であり、全体校数の 71.6%となる。令和６年度比で 1,546 校増加し、割合も 6.3 ポイント増加している。

[11] 文部科学省・公立学校施設実態調査（令和６年度）

[12] 文部科学省・公立小中学校等にかかる複合化の実施状況調査結果（令和４年度）

[13] 複合化・共用化は、体育館、図書館等の文教施設や放課後児童クラブ等の社会福祉施設のほか、それら以外の施設にも広がっている。

[14] 文部科学省では令和５年度から７年度までを「改革推進期間」とし、実証事業等を通じて地域の実情等に応じた改革を進めてきたところ、令和７年 12 月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」においては、令和８年度から 13 年度までを「改革実行期間」とし、休日については原則全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すことなどを示している。

[15] 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）
第 41 条　小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

27 年には全体の 45.1%であった状況から、令和６年には全体の 41.6%となり改善している。また、公立中学校のうちその学級数が標準規模（12 から 18 学級[16]）に満たない学校についても平成 27 年には全体の 50.3%であった状況から、令和６年には全体の 48.2%となりこちらも改善している[17]。

また、公立小学校・中学校数が平成 27 年の 2 万 9939 校から令和６年の 2 万 7539 校に減少する中で、１小学校１中学校（市町村の域内に小学校・中学校が各 1 校しかない市町村、小学校１校しかない市町村、義務教育学校１校しかない市町村）の市町村等の割合は平成 27 年に全体の 15.5%から令和６年に全体の 16.1%に増加している[18]。

平成 27 年手引きの策定後も継続して公立小学校・中学校に通う児童生徒数が減少する中で、学級数が標準規模に満たない学校の割合が減少していることや、１小学校１中学校の市町村等が増加していることから、各市町村（特別区を含む。）において学校の適正規模・適正配置について検討がなされ、対応が続けられていると考えられる。

上記状況を踏まえれば、学校の適正規模・適正配置についての検討に際して、平成 27 年手引きが活用されたことが推測できる。加えて、文部科学省では平成 30 年度から「学校魅力化フォーラム」を開催し[19]、学校の適正規模・適正配置を含めた学校の魅力化について事例の収集・共有を行っており、国及び地方公共団体における学校の適正規模・適正配置に関する知見の蓄積と共有が進み、各市町村における検討に活用されていると評価できる。

（２）本協力者会議で学校の適正規模・適正配置について検討する趣旨

上記（１）で述べたとおり、平成 27 年手引きが策定された後、10 年が経過したところであるが、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等を各市町村が検討するにあたっての状況が大きく変化している。近い将来に想定される状況も踏まえ、今回、本協力者会議において、学校の適正規模・適正配置に関して検討し、課題等を明らかにすることは大きな意義があり、主に次のような点としてまとめることができる。

まず、人口減少が継続する中、各市町村だけの取組では学校の適正規模・適正配置の検討を行うことが困難になることが見込まれる。平成 27 年手引きを参考として各市町村で学校の適正規模・適正配置を進めたとしても、市町村が１小学校１中学校の状態となれば単独の市町村だけではそれ以上の検討を行うことは難しい。そして、この人口減少の現状を踏まえて各市町村が学校の適正規模・適正配置を進めていけば、1 小学校１中学校の状態になる市町村が更に増えることが想定される。

次に、教育委員会の所掌の範囲内での取組で学校の適正規模・適正配置の検討を行うことが一層困難になることが見込まれる。既にこれまでも学校の適正規模・適正配置の議論は住民の関心が高く、首長部局を巻き込んで議論がなされてきたものであるが、今後は公

16 学校教育法施行規則第 79 条により第 41 条を準用。
17 文部科学省・学校基本調査（令和６年度、平成 27 年度）
18 文部科学省・学校基本調査（令和６年度、平成 27 年度）
19 平成 30 年度のみ「学校教育魅力化フォーラム」

共交通を含めた通学手段の観点や、他の公共施設との連携等を効果的に行う観点からも首長部局と共に検討を進めることが教育の機会の確保やより良い学校教育の実施の観点から一層重要となってくる。人口減少に伴って各市町村における様々な資源の活用が困難となっていく中、その地域の教育をどのように確保していくかはまちづくりの議論の中で一体的に考えることが適切である。

平成 27 年手引きでも言及しており、また、本協力者会議の議論においても指摘があったことであるが、学校の適正規模・適正配置については丁寧な検討が必要であり、そのために多くの時間が必要となる。これは学校の適正規模・適正配置に取り組んできた各市町村における事例においても明らかであり、上記で述べた学校の適正規模・適正配置を巡る状況の変化と合わせて、今回、本協力者会議において検討を行い、課題を明らかにする意義である。

本協力者会議における検討の結果については以降の記載に譲るが、上記の課題に対応するための観点は「広域化」「総合化」「現代化」の３つである。

「広域化」とは、各市町村がそれぞれの域内だけを念頭に検討するのではなく、周辺の市町村を巻き込んだ圏域で検討するという観点である。

「総合化」とは、学校を設置する教育委員会の視点で検討するのではなく、首長部局も含めた各市町村全体でその地域の未来を考える視点で検討するという観点である。

「現代化」とは、（１）で指摘しているとおり学校教育の状況が変化していることを踏まえると、学校の適正規模・適正配置を通して目指すべき学校の姿が平成 27 年手引き策定の頃から更新されており、それに対応した学校教育となるように検討するという観点である。

以上のとおり、今回、適正規模・適正配置の検討を「広域化」「総合化」「現代化」するため、学校の適正規模・適正配置に関する議論を行った。

（３）議論の前提となる平成 27 年手引きの基本的な考え方

平成 27 年手引きにおける基本的な考え方は、

①児童生徒の教育条件の改善の観点が学校の適正規模・適正配置の検討の中心であること、

②検討に当たっては手引き上の基準に機械的に縛られることなく各地方公共団体において主体的に判断を行う必要があること、

③学校を統合する場合と小規模校を存続させる場合のいずれの場合でもその利点を活かし課題を最小化する工夫が必要であること、

の３点を柱として挙げることができる。

上記３つの要点は、現在においても引き続き妥当な考え方であり、この基本的考え方を前提として、平成 27 年手引きの策定後の状況の変化に対応した学校の適正規模・適正配置の在り方について検討を行うことが適切である。

（４）本調査研究協力者会議における議論の経過

本協力者会議は令和３年答申で示された「令和の日本型学校教育」を推進するために必要な学校の適正規模・適正配置の在り方について検討するために令和７年２月に設置された。第１回会議は令和７年３月５日に開催され、令和８年３月 11 日の第９回会議まで、計９回の会議を開催した。会議においては各委員からの発表のほか、有識者や教育委員会、関係省庁からのヒアリング等も行いながら、学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方、合意形成の在り方、学校統合の場合・小規模校存続の場合それぞれにおける学校魅力化の在り方などについて議論を行った。

２．議論のまとめの位置付けと基本的考え方

本議論のまとめは、１．で提示した議論の背景と前提を踏まえ、令和３年答申で示された「令和の日本型学校教育」を推進するために必要な学校の適正規模・適正配置の在り方について議論を行い、それをもとに考え方をまとめたものである。平成 27 年手引きの策定から 10 年であるが、学校の適正規模・適正配置の在り方についての基本的な考え方は、上述のとおり平成 27 年手引きの基本的な考え方が現在においても引き続き妥当である。一方で、上記１．（１）で述べたとおり、学校を取り巻く環境は引き続き大きく変化を続けており、その基本的考え方を踏まえた上で、学校を取り巻く環境の変化に応じた考えの深化や観点を平成 27 年手引きに追加し、学校の適正規模・適正配置を検討する市町村に対して取組を容易にする工夫を行うことが適切である。

その際、１．（３）で列挙したとおり、学校の適正規模・適正配置の検討の「広域化」「総合化」「現代化」を行うことが今回の議論のまとめの柱となる考え方である。加えて、適正規模・適正配置の検討を取り巻く課題は解消されずむしろ進行している現状を踏まえると、「検討の加速」がこれらの柱の土台として求められる。

以下３．４．において具体的に求められる対応を詳述する。

３．平成 27 年手引きの改訂の方向性

平成 27 年手引きの各事項における改訂の方向性については以下のとおりであり、本協力者会議の議論のまとめを踏まえて、文部科学省では平成 27 年手引きを改訂するとともに、各市町村における学校の適正規模・適正配置の検討を後押しする取組を進めていただきたい。

（１）「１章　はじめに～学校規模適正化の背景と本手引の位置づけ」関係

１章には、学校規模の適正化が課題となる背景や、市町村における検討状況、地域コミュニティの核としての学校の性格への配慮を含めた基本的な考え方、小規模校の存続、手引の位置づけについて記載されている。

背景の変化の状況や基本的な考え方が引き続き妥当であることは上記のとおりであり、学校設置者である各市町村における主体的な検討が必要である。

その上で、各市町村においては、その地域がこれまで大切にしてきた学校教育の理念や考え方を土台としながら将来の地域社会でどのような教育を持続させていきたいかとい

うビジョンを描いた上で、それぞれの設置校の状況や将来的な人口動態等のデータに基づいた学校の適正規模・適正配置について検討し、計画等としてまとめるとともに、定期的に見直し、計画等を踏まえ対応していくことが望ましいことを明確化することが適切である。

（2）「２章　適正規模・適正配置について」関係

２章には、学校規模の適正化について、検討の際に考慮すべき観点や基本的視点、学校規模の標準を下回る場合の対応の目安、大規模校・過大規模校、通学条件、各地域における市町村による主体的検討の重要性について記載されている。

小学校・中学校の学級規模の変化（35 人学級）や GIGA スクール構想に基づく取組等を踏まえた記載の更新は必要であるものの、学校運営上の課題や児童生徒に与える影響を踏まえれば、学校規模の標準を設定することは引き続き妥当である。同時に、「特別の事情があるときはこの限りでない」との弾力的なものとなっていることに留意が必要であると言及していることも引き続き重要である。また、現時点で標準的な規模である学校についても、今後 10 年以上の将来を見据え、時間的な余裕をもって市町村に検討を促すことも適切である。

学校は児童生徒を育む教育の場であることを検討の大前提とし、児童生徒の学びの環境の改善を検討の中心の視点としなければならない。後述のとおり、学校の適正規模・適正配置の議論に当たっては、多様な主体と協力し多角的な観点から検討を行う必要があるが、その際、議論の視点の中心が児童生徒の学びの環境の改善であることを常に忘れてはならない。学校の適正規模・適正配置の検討に当たっては、地域の実態が多様であることを踏まえ、各地方公共団体において主体的な判断を行う必要がある。各地域における地理的状況、生活圏の分布、学校と地域社会との関係や協力の在り方、歴史的背景などは千差万別であり、一つとして同じものはない。各地域の置かれた状況に立脚した具体的な検討が必要である。学校の適正規模・適正配置の検討に当たっては、学校を統合する場合と小規模校として存続させる場合の一方を予め結論ありきで評価することを避けなければならない。いずれの場合においても利点と課題が存在するのであって、各地域で具体的な選択肢を当てはめてそれぞれの選択肢の利点・課題を洗い出したうえで検討を進めることが適切である。どちらの選択をする場合においても、その利点を活かし、課題を最小化する工夫が求められることから、その工夫の検討もあわせて行う必要がある。

その上で、「【学校規模の標準を下回る場合の対応の目安】」において、設置校の状況や将来的な人口動態等の学校教育に関する情報のほか、施設の維持や他の公共施設との連携等に関する様々なデータに基づいた検討が重要であることを明記することが適切である。さらに、「【学校規模の標準を下回る場合の対応の目安】」では、時間的な余裕をもって検討することを促しており、コミュニティの維持・活性化をはじめとする地域の将来像や実情、関係者との対話を踏まえた丁寧な検討が必要であることは前提であるものの、一方で、児童生徒数の減少による教育条件の悪化や教育課題の顕在化を回避又は軽減する観点から結論を先送りしない姿勢も重要であることを明記することが必要である。

「【大規模校及び過大規模校について】」では、大規模校・過大規模校における課題やその解消策について記載している。全国的には児童生徒数の減少が課題となっている状況ではあるものの、都市部の特定の地域など、一部の市町村においては児童生徒数が急激に増加して対応が迫られるケース、または、学校統合に伴って大規模校となるケースが見られるところである。在学中の児童生徒の学習環境を改善するための対応が求められることは当然の前提としつつも、中長期的な見通しに立って判断することが必要である[20]。このような観点についても追記することが適切である。

「【学校の適正配置（通学条件)】」において、通学距離や通学時間についての目安を示しつつも、各地域が抱える課題や実情は様々であることから、機械的に手引の考え方を適用することは適当ではないことを併記していることは引き続き妥当である。

その上で、例えば、気象条件については降雪といったこれまでも考慮されている事象に加えて酷暑による熱中症の予防や集中豪雨等新たに考慮すべき事象や、GIGA スクール構想による一人一台端末の整備等の教育環境の変化等を全体的に勘案して、各市町村が通学距離や通学時間の目安を定め、学校の適正規模・適正配置を検討する必要があることを明記することが適切である。

（３）「３章　学校統合に関して留意すべき点」関係

３章には、学校統合の適否に関する合意形成についての基本的な考え方や効果の見通しと共有、検討体制の工夫、首長部局との連携のほか、魅力ある学校づくり、統合によって生じる課題への対応、地域の大学等との連携について記載されている。

平成 27 年手引きにおいても、「３章　学校統合に関して留意すべき点」の内容が最も多く多岐にわたっており、手引の改訂にあたっては、市町村が学校の適正規模・適正配置を検討する上で参考となるものとなるよう留意し、記載を充実すべき部分である。

（合意形成についての基本的な考え方等）

平成 27 年手引きでは「（１）学校統合の適否に関する合意形成」において基本的な考え方や、課題の可視化や効果の共有、検討体制の工夫等について記載している。学校の適正規模・適正配置に関する合意形成に当たっては、関係者との信頼関係を築きながら過程を大切にした対話や議論が必要である。単に情報提供を行う場を設けたり、学校の統廃合の是非を問うたりといったことだけではなく、地域の実態に即して保護者（未就学児の保護者を含む）・当事者である児童生徒・教職員・地域住民などといった関係者が「学校とは何か」「子供にどう育ってほしいか」「これからの地域の在り方がどうなってほしいか」「この地域ではどんな教育を大切にしていきたいか」といった視点で議論を行い、これからの学校の在り方・地域の在り方を全ての関係者が我が事として自ら主体的に考えられる過程の工夫が重要である。この際、具体的な実現イメージが関係者で共有されることで

[20] 例えば、今後も人口増加が続くことを前提として学校を新設する場合、人口増加が止まった際に当該学校や周辺の学校が適正規模を満たさない学校となることはないかといった点などを人口動態のデータ等を活用して冷静に検討することが適切である。

議論が深まることを踏まえると、対話・議論の段階に留意しつつ、具体的な実現イメージを関係者に提示して対話・議論を深めることも重要である[21]。また、例えば、平成 27 年手引きでも使われている「切磋琢磨」や「社会性の涵養」といった従来から使われてきた語句であっても、その語句が表す意味に幅があり、関係者間で認識の差異が生じ得ることが想定される。そこで、従来から使われてきた語句であっても、その地域におけるこれらの語句の意味を具体化・明確化することを通じて対話や議論を深めることが適切である。

学校が児童生徒の学びの場であることに加え、地域コミュニティの核であるという性格を踏まえれば、対話・議論の場として学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を積極的に活用し、現在の学校と地域との関係性や現在の学校の姿を土台としたうえで、これからの学校・地域の姿を話し合うことも考えられる。

さらに、関係者への情報提供にあたっては、まずどのような関係者にどのように周知広報を行いどのように参画を得るのかの検討が必要である。上記のとおり保護者（未就学児の保護者を含む）・当事者である児童生徒・教職員・地域住民などが関係者の例として考えられるが、若い世代の関わりを確保するなど対話・議論に多様な年齢層の関係者が参画できるような工夫が重要となる。あわせて、行政側と住民側の情報量が対等でないことへの留意も必要となる。つまり、行政側が前提として認識している情報が住民側にとっては所与のものでないことは当然あり得るといった認識の上で情報提供を行わなければ、対話・議論が成立しないことに留意が必要である[22]。加えて、提供する情報については、狭い意味での教育に関する情報に限ることなく、例えば学校を統廃合/維持する場合の費用や地域の将来人口推計など学校の適正規模・適正配置の検討に必要な情報、学校・地域のこれからを検討する際に必要な情報[23]を、周辺情報を含め広く分かりやすく関係者に提供する必要がある。これらにより対話・議論の過程の透明性と信頼性の確保を期待できる。

合意形成においては、教育委員会と首長部局との部局間合意形成や教育委員会内での連携も当然必要になる。首長部局との連携については後で詳述する。

令和５年に施行されたこども基本法に基づき、こどもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが、地方公共団体に義務付けられていることにも留意が必要である[24][25]。

---

[21] 関係者の対話・議論が深まることで、学校の適正規模・適正配置の検討が終わった後においても、関係者の学校教育への参画を期待することができる。

[22] 住民側が有している情報を行政側が認識していない場合もあり、そうした点からも情報量が対等でないことに留意が必要である。

[23] 過去に市町村内で学校の適正規模・適正配置の検討を行った経験がある場合にはその振り返りを共有することが考えられる。

[24] こども基本法（令和４年法律第 77 号）
（こども施策に対するこども等の意見の反映）
第 11 条　国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

[25] こどもの意見の反映に関するこども家庭庁作成の自治体向けＱ＆Ａ（「こども基本法に基づくこども施策の策定等へのこどもの意見の反映について」（令和４年 11 月 14 日付内閣官房こども家庭庁設立準

（合意形成における中長期的かつ計画的で丁寧な検討）

学校の適正規模・適正配置の検討に当たっては、検討の開始から具体的な検討（合意形成を含む）、検討に基づいた実行段階までのロードマップをまず検討することが重要である[26]。また、ロードマップは全体の進め方についての方針や計画のイメージや見通しであり、これを意識して検討を進めることは重要であるが、これは当初の見通しどおりに検討を進めることを第一とする趣旨ではなく、検討の過程で必要な変更を加えていくことも合わせて重要である点に留意が必要である。

学校の適正規模・適正配置の検討は、丁寧にプロセスを追えば非常に長期の期間を要する。検討の開始に当たって様子見をすることなく、選ぶことのできる選択肢があるうちに先行して検討を開始し、納得解が得られるような合意形成を図ることが極めて重要である。もとよりこのことは、いつまでも検討を重ねることが望ましいという趣旨ではないことに留意が必要である。結論を出すことを先送りにしない時間軸を設定したうえで、丁寧で対話的な議論を行う必要がある。

時間軸の設定に当たっては、地域の将来的な動向を踏まえる必要があるが、その際、楽観的な推計のみによることなく、最も厳しい将来像も踏まえることが重要である。

このような観点を踏まえて追記を充実することが適切である。

（首長部局との多角的かつ総合的な連携）

平成 27 年手引きでは「（１）学校統合の適否に関する合意形成」において「【首長部局との緊密な連携による検討（総合教育会議での検討等）】」について記載している。学校の適正規模・適正配置の検討においては対象となった学校の在り方だけでなく、地域の教育の在り方や、公共施設の１つとしての機能・管理も含めた総合的な検討がますます重要となってきており、教育委員会の所掌を越えた取組が必要である。学校の適正規模・適正配置の検討に当たっては教育委員会が首長部局と多角的に連携し、地域全体の教育やまちづくりの視点から将来構想の中に学校の在り方を位置づけつつ、検討を進めることが重要である。

具体的な連携に当たっては、その地域のまちづくりの観点はもちろんのこと、学校を統合することによって児童生徒の通学距離が長くなるのであれば交通の観点、児童生徒の居場所づくりであれば福祉の観点、通学路の安全確保であれば警察や道路管理の観点、災害時の避難所としての学校施設であれば防災の観点などが挙げられる。さらに、財政の観点や公共施設マネジメントの観点も欠かすことができず、広域かつ総合的な行政分野の観点での連携が求められる。

備室事務連絡））
（https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9ecc0b40-0245-4ee1-829a-f28e9d3545b8/6da84ad0/20221114_laws_iken_hannei_renraku.pdf）

[26] 学校の適正規模・適正配置の検討はまだ不要だろうという認識でいたところ、予想以上の速度で人口減が進み、急遽学校の適正規模・適正配置の検討を行わざるを得なくなることが考えられる。その場合、十分な合意形成の機会を設けることが困難になる懸念がある。また、検討に際して選ぶことのできる選択肢が限られてしまう懸念もある。

また、学校の適正規模・適正配置の検討を行うに当たっては、学校施設の老朽化の程度や学校施設改修のタイミングを踏まえる必要がある。学校を統廃合する場合、既存の校舎を改修することが考えられるが、元々予定していた校舎の改修に加えて繰り返し工事を行うなどして過度の財政負担が生じないようにするなど、統廃合のスケジュールを検討する際に学校施設の老朽化の程度や学校施設改修のタイミングは重要な観点となる。この際、当初予定していた学校施設改修のタイミングにあわせることだけを狙いとして短期間で学校の適正規模・適正配置の検討を行うことは本末転倒であり、望ましいものではない。

このような観点を踏まえて追記を充実することが適切である。

（学校施設と他の公共施設との複合化・共用化）

平成 27 年手引きでは「（２）魅力ある学校づくり」の手法として「【施設整備面での充実】」について記載している。１.（１）②で言及したとおり、学校施設と他の公共施設との複合化・共用化が広がっている。例えば、学校のプールや武道場等を改築する際に、社会体育施設化したうえで複合化（学校施設としての機能・社会体育施設としての機能）することなど、学校の統合に当たって校舎を新設する場合などにおいて、学校教育の充実や、施設の管理運営の効率性、公共交通を含めた移動手段の確保等の観点から複数の学校施設や他の公共施設との複合化・共用化の検討が有用である。また、学校施設を複合化・共用化することによって、教職員の業務負担の軽減を考慮した管理体制の工夫が可能である。例えば、他の施設と一体的に施設管理が行われることで、施錠確認や学校施設開放などを教職員以外の者で担うことが可能になる。この際、PFI を活用した施設の整備や、民間のプール施設の利用を行うことも考えられる。一方で、複合化・共用化に当たっては、学校以外の施設の利用者が存在することを踏まえ、児童生徒の安全確保にも十分留意することが必要である。このような観点を追記することが適切である。

（スクールバス等の多様な交通手段の確保と通学路の安全確保）

平成 27 年手引きでは「（３）統合により生じる課題への対応」として「【スクールバス等の多様な交通手段の導入に伴う課題への対応】」や「【通学路の安全確保に関する対応】」について記載がある。学校が統合されることにより通学距離が長くなり、徒歩通学が困難となるケースが増加することが想定される。その際には、教育委員会がスクールバスなどの通学支援策を講じて、児童生徒が安全・安心に通学できる環境を確保することが重要である。

スクールバスを導入する場合、導入やその運行・維持に係る費用負担に加え、近年はその担い手（運転手等）不足が大きな課題となっており、地域公共交通全体に深刻な影響を与えている。相次ぐバス路線の休廃止等を背景に、国土交通省の調査では全国 2,500 に及ぶ「交通空白」の解消が喫緊の課題となっており、児童生徒の通学のためだけに使用するバスの運行について検討するのではなく、首長部局と連携し、地域一体となった交通手段

の確保策を検討することが重要となる[27][28]。その際、児童生徒の乗降場所の整備や置き去り防止対策等児童生徒の安全確保も前提として求められる。

（環境の変化による戸惑いへの対応）

また、「【児童生徒にとっての環境変化への対応】」に関するものとして、学校統合の前後において、児童生徒への対応や、教職員の対応等について配慮や工夫について多くの記載があるとおり、生徒指導上の課題（環境の変化による戸惑い）を深刻化させないための配慮が重要である。例えば、統合前の段階から、統合予定校同士での連携を図り児童生徒間のつながりを確保しておくことで、統合後の児童生徒の戸惑いを軽減することが期待できる。児童生徒だけではなく教職員についても同様であり、統合前後で教員配置に配慮することに加えて、統合前から教職員同士が情報交換を行う機会を設け互いの学校の児童生徒の状況を共通認識しておくことで、統合後において教職員が円滑に児童生徒を見取ることを期待できる。統合後においては、児童生徒に戸惑いが生じていることを前提とした学校運営を行い、児童生徒間での交流の機会を意識的に確保したり、丁寧に児童生徒の様子を見取ったりするなどの工夫が考えられる。このような観点を踏まえて追記を充実することが適切である。

（地域の核、教育拠点としての学校）

平成 27 年手引きでは「（３）統合により生じる課題への対応」として「【地域の拠点機能の継承】」について記載している。ここでは、学校が児童生徒の教育の場であることに加え、防災拠点等様々な役割を担っていることから、学校を統合した場合の影響等について丁寧な検討を促している。学校の適正規模・適正配置の検討において、児童生徒の学びの環境の改善が検討の視点の中心に置かれなければならないことは上述のとおりであるが、これは検討の過程においてその他の視点を含めないという趣旨ではない。むしろ学校の果たす多様な役割を意識して検討を行うことが重要である。

学校が地域コミュニティの核としての役割を果たしていることは、学校の適正規模・適正配置の検討において重要な視点である。学校の統合を選択する場合において、それまで学校が担っていた地域コミュニティの核としての役割をどう維持していくかの検討が重要になる[29]。放課後の子供達の地域における居場所を確保することは地域コミュニティを

---

[27] 例えば、岐阜県本巣市では市内巡回バスの運行時間を調整し通学手段として活用している。茨城県常陸太田市ではスクールバスを公共交通に統合した。

[28] 国土交通省の交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会では令和７年 12 月 26 日に「「交通空白」の解消に向けた制度的枠組みの構築～関係者の連携・協働（モビリティ・パートナーシップ）の推進～」が取りまとめられ、「バス・タクシー・公共ライドシェアに係る「交通空白」等について、地域の輸送資源をフル活用して解消するため、運転者等の担い手や車両等に関して、地方公共団体が司令塔役として主体性を発揮して交通事業者間や施設送迎サービスの提供者等から協力を得る等、地域の関係者が連携してその実情に応じた適切な形態による運送サービスの提供を図る事業を、地域交通法（注追記：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）の地域公共交通特定事業として新たに創設し、手続の特例、事業の計画的な実施義務を措置するなど制度的な対応を講じるべきである。」とされている。

[29] その際、例えば、統合後を見据えて地域コミュニティの核としての廃校活用を並行して検討すること

維持する観点から重要である。

さらに、本協力者会議で議論した学校の適正規模・適正配置の検討は小学校・中学校・義務教育学校を対象としたものであったが、その検討に当たっては地域の児童生徒の生涯を通じた学びの観点からも検討を行うことが重要である。具体的には、地域の中学校・義務教育学校を卒業した生徒の進学先が地域に存在するかという点や社会教育を提供する場が地域に存在するかという点についても視野に入れて学校の適正規模・適正配置について検討を行うことが考えられる。地域のこれからを担う人材を育むために、地域のことを学ぶ機会が若者に与えられるかという点の検討も重要である。このような観点を踏まえて追記を充実することが適切である。

（統合の成果・課題の継続的な検証）

平成 27 年手引きでは「（３）統合により生じる課題への対応」として「【統合の成果・課題の可視化】」について記載している。想定された課題に対して取られた学校の適正規模・適正配置についての取組がどの程度改善し、又は解消されているかについて継続的に評価し、取組の改善につなげることは一層重要となっていることを踏まえ、より取組を強く促す記載にすることが適切である。

（４）「４章　小規模校を存続させる場合の教育の充実」関係

４章には、学校統合を選択しない場合のケースや考え方、小規模校のメリットの最大化策、小規模校のデメリットの緩和策、児童生徒の社会性の涵養等、教職員体制の整備、リソースの有効活用について記載されている。１．（１）③で述べたとおり、標準規模に満たない小学校や中学校が減少しているものの、１小学校１中学校の市町村等が増加していることや、今後も児童生徒数の減少が見込まれることを踏まえれば、小規模校として存続する場合の教育の充実について、記載を充実させることが必要である。

（地方公共団体の区域を超えた適正規模・適正配置の検討）

具体的な観点としては、「（１）学校統合を選択しない場合」において統合を選択しない主な場合について列挙しつつ、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策を追求するべきであるとの考え方や、近隣の市町村との連携について記載している。生活圏や文化圏としてその地域で認識されている近隣の市町村を含む地域圏を想定して、学校の適正規模・適正配置を検討することや、組合立学校の方法に加えて、広域連合の制度を活用することも考えられるため、このような観点からの記載を追記することが適切である。

（地域住民、他地域からの就学者、異年齢児童生徒との交流）

学校を小規模校として存続させる場合、当該学校は地域コミュニティの核としての役割

が考えられる。また、廃校となる学校の代わりに地域における学び・コミュニティの拠点として地域の公民館の機能を強化することが考えられる。

を期待されることが多いと想定されるが、その場合、地域住民の方々の学校への積極的な参画を期待できる。小規模校で学ぶ場合の課題として、多様な意見・考え方に触れる機会が限定されることが挙げられるが、このような地域住民の方の協力を得ることにより、児童生徒が異年齢の多様な考えに触れる機会を得ることが期待できる。

区域外就学・二地域居住の活用も小規模校で学ぶ児童生徒の学びの充実のための工夫として有効である。この取組は児童生徒にとっては異なる生活圏から来た同世代の児童生徒と交流することで、異なるものの見方に触れる機会を得られるもので、地域住民の方々との交流とは違う形で異なる見方に触れる機会を得ることを期待できる。

小中一貫教育を導入するなど学年を超えた縦割り活動の機会を積極的に導入し、異年齢児童生徒と交流する機会を設けることが重要である。その際、地域の特性に応じて教育課程の編成を工夫することが有効となる。

GIGA スクール構想が推進されたことで、ICT 機器を通じてこれまでよりも多様な意見に触れる工夫が講じやすくなっていることが指摘できる。

これらの観点は、平成 27 年手引きの「【社会性の涵養、多様な考え方に触れる機会の確保】」において、関連する記載を追記することが適切である[30]。

（学年による分校や統括校長の導入）

さらに、「【切磋琢磨する態度、向上心を高める方策】」において、小規模校における切磋琢磨する環境を作りにくいといった課題とその対応について記載されているが、例えば小学校高学年以上は統合された学校に通いつつ、統合前の学校を分校として残した上で小学校低学年の間は当該分校に通わせ、本校と分校を連携させるという工夫をしている事例がある。このような工夫は分校として学校を存続させることで、地域コミュニティの拠点機能を維持することや低学年の徒歩通学を可能にするなど通学時の安全面に配慮することが可能になると考えられる。

そのほか、小規模校を存続させる場合、複数校で連携することで児童生徒が多様な考えに触れる機会を確保する工夫が考えられ、その際に校長の中から統括校長を指名し複数校のマネジメントを担わせることで複数校連携の実質化を図る工夫が考えられる。このような工夫や視点について追記することが適切である。

（教職員の育成）

また、教職員の採用や研修、校務分掌といった人事や体制についても留意が必要である。小規模校では配置されている教職員が少ないことから、多様な同僚と交流する機会が限られるだけでなく、組織がいわゆる鍋蓋型になりやすく、ミドルリーダーとしての役割を果たすはずの教職員がその役割を果たす機会や経験を得づらいとの課題がある。そのため、管理職は意識的にミドル層の教職員がリーダーとしての役割を果たす機会を設けること

[30] 部活動については、地域展開等により地域全体でスポーツ・文化芸術活動を支えることで、小規模校の生徒についても活動機会の確保・充実が可能になるとともに、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出や、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流などに繋がることも期待できる。

が重要であり、教育委員会や学校の管理職がこれを認識することが重要である。また、小規模校においては教科会や学年会を構成することができない場合が想定され、その結果、同僚教員と学び合う機会の確保が限定される懸念がある。そのため例えば小規模校の教職員と他の小規模校の教職員とをつなぎ（同一地方公共団体内である必要はなく他の地方公共団体とつなぐことも有効である。）、学びのネットワークを構築することが適切であり、こうしたネットワークづくりを都道府県が支援することが重要である。

（校務対応の効率化）

加えて、学校規模に比例して学校が対応する業務の量は変わるものの、小規模校であっても単純に業務量が小さくなるというものではないことから、小規模校においては１人の教職員が幅広く複数の校務分掌を担っている。児童生徒数が少ないことにより１つ１つの校務分掌における業務量は多少軽減されるとしても、複数種の業務を担当することによる負担は大きい。小規模校においてはこの点に留意し、校務分掌のそれぞれの業務を１人ずつに任せずチームとして対応するなど、教職員の負担を軽減する工夫が求められる。さらに、共同学校事務室を設置することが考えられるが、将来の統合が予定されている学校間で共同学校事務室を設置することで統合前の学校間で前もった意思疎通を行い、統合後の円滑な学校運営を目指すことも期待できる。これらの観点を「【教職員体制の整備等】」に追記することが適切である。

（５）「５章　休校した学校の再開」関係

５章には、再開に向けた取組の工夫や、再開後の小規模校の活性化について記載されている。本協力者会議では、休校から再開した事例についてヒアリングを行ったが、参考となる事例は非常に限られていた。

地域内の児童生徒が不在となる場合、廃校とせずに当面の間、休校とする判断が選ばれることがある。休校となった学校は校内への人の出入りが少なくなるため、適切な管理を継続しない場合、学校施設が傷んでいくことや関係者以外の人間が無許可で侵入して施設を損壊する可能性があるなど治安上の問題も発生する懸念がある。そのため休校の選択を取った場合には、再開に備えて定期的な簡易清掃や防犯上の見回りなどが必要となることや、それに伴う継続的な費用を負担することに留意が必要であり、このような観点を追記することが考えられる。

また、「（１）再開に向けた取組の工夫」で記載されている区域外就学の促進については、本協力者会議においても関係事例をヒアリングしており、区域外就学や、住民票と学籍を残したままの体験入学型を活用して、地方と都市の２つの学校で学ぶことについて、参考となる具体的な資料を含めつつ、より記載を充実することが適切である。

（６）「６章　都道府県の指導・助言・援助の在り方」関係

６章には、都道府県から市町村への支援や、都道府県による小規模校への支援について記載されている。その中では、各都道府県の役割として、域内全体の学校教育の充実発展

に責任を持つ立場から市町村への指導、助言、援助を行うことが期待されるとしている。市町村が学校の適正規模・適正配置について検討を進めるにあたり、都道府県に期待される役割については本協力者会議において指摘されているとおり、ますますその役割の重要性が高まっている。市町村の規模によっては、限られた人員で幅広い業務を担当しているため、学校の適正規模・適正配置についての知見が十分でないことも想定される。また、学校・地域の将来については当該市町村が責任を持って主体的に考えるものであることは当然の前提であるが、そのことは都道府県の支援や関与が消極的でよいということを意味せず、都道府県においても我が事として捉え、市町村と伴走する姿勢が極めて重要であることを明確化すべきである[31]。

その上で、「（２）適正規模・適正配置に関する支援」において、近年、GIGA スクール構想や学校 DX が進められており、文部科学省においては一人一台端末やクラウド型校務支援システムについて市町村の負担軽減の観点からも都道府県域内の共同調達を推進しており、この関連についても項目を追加することが適切である。

また、近年、学校の働き方改革の推進や、保護者や地域の方からの過剰な要求等に対応するなど学校マネジメントの高度化・複雑化も踏まえれば、学校規模に応じた管理職の学校マネジメントについても考慮することが適切である。加えて、全国において学校の適正規模・適正配置の検討が進む中で、一定の規模を保つ学校と小規模校の両者が都道府県内に併存することになる。小規模校に着任する管理職の中には、小規模校での勤務経験がない者もいると考えられることから、都道府県における人事や研修等についての支援の観点から留意事項として言及することが望ましい。

さらに、平成 27 年手引きでは、各市町村での取組や、その市町村を支援する都道府県を想定し、「【情報提供機能の強化】」において、都道府県が市町村同士の情報交換を促進する観点が記載されているが、今後、市町村間の連携がますます重要になる。学校の適正規模・適正配置の検討の結果、学校の統廃合を選択した場合であっても、統合後の学校が小規模校となることは今後も十分に想定される状況である。１小学校１中学校の市町村においては、検討の視野を当該市町村内に限定した場合、それ以上の検討が困難となる。このような状況では市町村間で連携し、例えば、（４）で述べたように、生活圏や文化圏としてその地域で認識されている近隣の市町村を含む地域圏を想定して、学校の適正規模・適正配置を検討することや、広域連合や事務組合の制度を活用することが考えられる。また、学校への通学手段について、スクールバスはその担い手の確保が困難であると多くの地域で指摘されていることを踏まえると、複数の市町村で連携してスクールバスを運行したり、その地域の公共交通機関を含めて検討したりするなどの工夫が考えられる。都道府県には市町村同士の連携、協力を促す観点からの役割が期待されることから、このような観点も新たに加えることが適切である。

[31] 域内に教育委員会の出先の機関（いわゆる教育事務所）を設置している都道府県においては、都道府県と市町村との連携において教育事務所を活用することも考えられ、大きな役割が期待される。

（７）「おわりに」関係

平成 27 年手引きにはまとめとして「おわりに」が設けられており、手引を作成した趣旨や思いに加えて、公立小学校・中学校の設置者である市町村が最終的に判断する主体であることを改めて言及している。このことについては非常に重要かつ前提となる考え方であるため、引き続き言及することが適切である。全国一律の答えは存在せず、それぞれの地方公共団体が実情に立脚し、主体的な判断を行うことが重要であり、人口減少という厳しい現実を踏まえた「新しい時代の学校の姿」を、住民との協働を通じて主体的に描き出すことが求められる。

その上で、本協力者会議における議論においても指摘された、時間軸を意識した検討が重要であることや、今回の議論のまとめで指摘した３つの観点（「広域化」、「総合化」、「現代化」）を意識した検討のアップデートについて加えることが適切である。

４．文部科学省において取り組むべき事項

文部科学省では、本協力者会議の議論のまとめを踏まえて、平成 27 年手引きを改訂するとともに、改訂した手引には、本協力者会議で紹介された事例や資料をもとに、各都道府県・市町村が利用しやすいように配慮した参考資料を多く添付することが適切である。

また、次に指摘するような点に留意して、各市町村における学校の適正規模・適正配置の検討を後押しする伴走支援の強化を進めていただきたい。

（都道府県・市町村からの相談窓口の設置）

市町村が技術的助言を求める場合、まず都道府県と連携し、域内や近隣の事例を収集することが考えられるが、人口減少が進んだ市町村においては担当部署の人的体制を十分に確保することが困難であったり、知見が十分に蓄積されていなかったりする場合がある。また、学校の適正規模・適正配置を検討するにあたっては、当該域内における公立小学校・中学校にとどまらない教育全体のビジョンを検討することが必要であり、学校での教育内容、教職員、施設整備等様々で多岐にわたる部署と連携する必要がある。文部科学省においてもこれらを扱う部署が分かれていることから、市町村の主体的な検討が必要であることを前提とするものの、文部科学省において相談窓口を設置し、相談先を明確化し、文部科学省内の担当課と市町村が連携しやすくすることが重要である。その際、都道府県の関与の在り方にも留意し、市町村における学校の適正規模・適正配置について都道府県が適切に支援できるような工夫も重要である。

（全国の参考事例の収集と共有）

全国の市町村において、学校の適正規模・適正配置は重要な課題であり、本協力者会議においてヒアリングを行った事例においても、市町村や学校における課題に立ち向かった様々な工夫があることが示されている。文部科学省においては学校の適正規模・適正配置の検討段階、学校統合後の工夫、小規模校存続の場合の工夫等についての全国の事例を収集するとともに、参考となる事例について定期的に都道府県・市町村に共有することが非常に有効で

ある[32]。

（他省庁との連携）

文部科学省と他省庁との連携も今まで以上に求められる。上述のとおり、市町村において学校の適正規模・適正配置を検討するにあたっては、教育委員会のみで適切な検討を行うことは困難であり、当該市町村が管理する公共施設を管理する部署や交通を担当する部署等首長部局と様々な面で連携することが必要である。これは国の行政機関においても同様であり、文部科学省は各都道府県・市町村において教育委員会と首長部局の連携が今以上に図られるように、連携が考えられる具体的な取組の情報提供を含めて、他省庁と連携して全国に働きかけることが有効である。

各市町村が学校の適正規模・適正配置の検討を行う際に、国においてどのような支援策があるのかを把握しやすくすることはその検討を促す観点から重要である。都道府県・市町村が各省庁の支援情報を適切かつ効率的に収集することは困難であることから、文部科学省において学校の適正規模・適正配置に関連し、利用が想定される支援策を他省庁のものもまとめて幅広く情報提供することが必要である。

（財政的支援の確保）

文部科学省では、学校の適正規模・適正配置について、学校を統合する場合の施設整備やスクールバスの導入、教職員定数等の支援だけでなく、小規模校を存続させる必要がある場合の教育活動についても支援を行っている。各市町村において地域の実情を踏まえて策定される計画等の内容を踏まえながら、これらの支援を行うとともに、魅力ある学校づくりへのニーズは学校を取り巻く環境に応じて変化していくことから、都道府県・市町村が情報にアクセスできるよう、情報共有に留意すべきである。また、既存の支援策についても、状況を踏まえて、要件の変更等を含めて改善に努めることが重要である。

（今後の手引き改訂に向けて）

先の記載において、各市町村が学校の適正規模・適正配置に関して継続的な検証を行うことが重要であると指摘した趣旨と同様に、文部科学省においても本議論のまとめを踏まえた平成 27 年手引きの改訂の更に次の改訂を見据え、各市町村における取組を把握し、定期的に検証することが重要である。

[32] 学校魅力化フォーラムの場などを活用して、地方公共団体同士が意見交換する場を設けることも有効である。

参考１

「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議 開催概要

第１回（令和７年３月５日（水）10:00～12:00）
（１）公立小中学校の適正規模・適正配置について
（２）貞広委員からの御発表
（３）丹間委員からの御発表

第２回（令和７年３月 26 日（水）10:00～12:00）
（１）加藤委員からの御発表
（２）猿田委員からの御発表
（３）牧野委員からの御発表

第３回（令和７年４月 21 日（月）15:00～17:00）
（１）東京都町田市からの御発表
（２）株式会社ファインコラボレート研究所からの御発表
（３）第１回・第２回会議における主な意見について

第４回（令和７年６月２日（月）15:00～17:00）
（１）これまでの議論の整理等
（２）今後の検討に向けた自由討議

第５回（令和７年８月８日（金）14:00～16:00）
（１）通学時間、通学距離、通学手段等の通学環境について
（２）公共施設との複合化・共有化

第６回（令和７年９月 29 日（月）14:00～16:00）
（１）「小規模校として存続する場合の工夫」に係る新たな視点について
（２）その他

第７回（令和７年 12 月１日（月）14:00～16:00）
（１）少子化時代に対応した学校の適正規模適正配置の在り方に関する調査研究（文部科学省委託）の中間報告について
（２）京都府相楽東部広域連合からの御発表
（３）その他

第８回（令和８年１月16日（金）14:00～16:00）

（１）丹間委員からの御発表

（２）静岡大学島田准教授からの御発表

（３）国土交通省からの御発表

（４）体育・スポーツ施設の複合化・集約化について

（５）「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議議論のまとめ素案について

第９回（令和８年３月11日（水）10:00～12:00）

（１）「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議議論のまとめ（案）について

参考２

「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議の開催について

令和７年2月 21日
初等中等教育局長決定

１．趣旨

「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和 ３ 年 １ 月中央教育審議会）においては、ICT を必要不可欠なものとして効果的に活用しつつ、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していくべきとしている。一方、我が国における少子化・人口減少は著しく、また、いわゆる教師不足も課題となっている。

上記の状況変化を踏まえつつ、「令和の日本型学校教育」を推進していくために必要な学校の適正規模・適正配置の在り方について調査研究する。

２．主な検討事項

- 教育効果や通学負担、効果的な遠隔教育の実施等を踏まえた学校、学年、学級の適正規模、学校の適正配置の在り方
- 弾力的な学校配置を可能とする仕組み（通学支援、分校・寄宿舎の設置等）の在り方
- 効果的・効率的な学校の存立に資する工夫（他の公共施設との複合化、社会体育施設との共用化等）の在り方
- その他学校の適正規模・適正配置を推進する教育行財政の在り方（廃校の活用を含む）

３．開催方法

- 別紙の者の協力を得て検討を行う。必要に応じ、別紙以外の者の協力も得て検討を行うことができる。
- 本会議は原則として公開する。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼす恐れがあると認める場合は非公開とすることができる。

４．開催期間

令和7年2月21日から、令和8年3月31日とする。

５．その他

- 本会議の庶務は、関係課等の協力を得て初等中等教育企画課において処理する。
- その他本会議の運営に関する事項は本会議において定める。

（別紙）

「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の
在り方に関する調査研究協力者会議　委員名簿

令和7年2月21日
（50 音順）

	加藤 崇英	茨城大学教育学部教授
（座長）	貞広 斎子	千葉大学副学長・教育学部教授
	猿田 和孝	五城目町教育委員会生涯学習課主査
	丹間 康仁	筑波大学人間系准教授
	牧野 光朗	追手門学院大学地域創造学部教授、 前長野県飯田市長

※肩書は、令和7年3月1日時点